

## 住民監査請求および監査結果の概要

### 平成 26 年度

木くず不法投棄事件において県が被った損害の賠償請求を求める請求

請求日 平成 27 年 3 月 19 日

結果通知日 平成 27 年 5 月 11 日（滋賀県公報号外（1））

### 請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性または不当性があると主張している。

ア 平成 25 年 3 月から 4 月にかけ、滋賀県が管理する鴨川河川敷に、放射性セシウムに汚染された木くず 310 立法メートルが、不法投棄された。

イ 本事案に関し、県は、職員の旅費、河川工事費など 600 万 8,728 円を支出するともに、241 件の放射能検査を行った。

ウ コンサルタント会社社長 A 氏は、平成 26 年 12 月 2 日、大津地裁で有罪が確定しており、同氏が不法投棄者（加害者）であることは明白な事実である。

エ 滋賀県知事は、A 氏に対し、速やかに県が支出した費用（600 万 8,728 円）および放射能検査費用相当額（検査 1 件 1 万円とし、これに検査件数 241 件を乗じた金額 241 万円）を、損害金として賠償請求すべきであるのに、その責任を怠っている。

オ 損害金の賠償請求の範囲については、県が支出した費用が、公共サービスにあたれば賠償請求の範囲から除かれるが、今回のような悪質なケースについては、公共サービスの範疇を狭めて、上記の費用の全額を請求するのが当然と考える。

### 監査結果 棄却

#### （1）費用等の請求について

本件において、A 氏に対し費用等の請求を行っていくに際しては、通常、次のような根拠等による請求が考えられるところである。

ア 河川法第 67 条の原因者負担金の請求

イ 民法第 697 条および第 702 条の事務管理による費用償還請求

ウ 民法第 703 条の不当利得返還請求

エ 民法第 709 条の不法行為による損害賠償請求

（以下、アからエまでを総称して「損害賠償請求等」と、イ、ウおよびエを総称して、「民法上の請求」という。）

河川法第 67 条の原因者負担金については、請求できる費用の範囲に関して、「業者に依頼

した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること」とされ（平成 10 年 1 月 23 日付け建設省河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通知「河川法の一部を改正する法律等の運用について」）、限定的に取り扱われているところであるが、その徴収に際しては、強制徴収の手続が法定化されているところであり、訴訟等を経ることなく強制的に徴収することができる。

一方、民法上の請求に関しては、河川法第 67 条の原因者負担金のように費用の範囲があらかじめ限定的に定められているものではなく、原因となった不法行為等と相当因果関係が認められるか否かなど、個々の費用等の内容等に応じて、その範囲が定まることとなり、また、範囲等に関して請求することとなる相手方との争いがある場合は、訴訟等により、その履行を確保する必要があるものである。

なお、法律上、独自の強制徴収の手段が与えられている債権について、強制徴収の方法によることなく、一般私法上の債権と同様に、訴えを提起し、民事訴訟法上の強制執行の手段によって債権の実現を図ることは、立法の趣旨に反し、許されないとされている（最高裁昭和 41 年 2 月 23 日大法廷判決）ことから、本件において損害賠償請求等を行っていくに際しては、まず、強制徴収の手段が与えられている河川法第 67 条の原因者負担金について検討し、的確に請求していくとともに、河川法第 67 条の原因者負担金以外の費用等に関しては、民法上の請求を検討していくこととなる。

また、環境基本法第 37 条には、公害または自然環境の保全上の支障を防止するために国等の公的主体が実施する事業に関し、その費用負担の考え方として原因者負担が規定されている。

したがって、本件についても、環境基本法が規定する原因者負担の原則の趣旨を踏まえ、不法行為者（原因者）に負担させるのを相当とする経費の範囲について的確に検討し、請求していく必要があるところである。

本件木くず不法投棄事件は、放射性物質に汚染された木くずを河川敷等に故意に不法投棄したという極めて悪質な事件であり、社会的な影響も大きく、また、投棄場所が琵琶湖近傍の河川敷地等であったことからも、投棄現場周辺の住民や農林漁業者のみならず、広く県民に、多大の懸念や不安等を与えたところである。

そのため、県関係部局においては、単なる廃棄物の不法投棄事案や河川敷地への不法投棄事案への対応といった業務に留まらず、行政代執行により原状回復を図ろうとする場合の木くずの受け入れ先の確保が可能かどうかの検討や、放射性物質に汚染された木くずの飛散等によって河川や琵琶湖の水質に影響等を生じていないかどうかを確認する定期的なモニタリングと関係先への情報提供・説明等をはじめ、不法投棄現場の原状が回復されるまでに、様々な対応とそれに伴う経費の支出等を余儀なくされたところである。

本件の行為の態様や被害の状況を鑑みると、請求の範囲の検討に際しては、漫然とこれまでの例によるといったような考え方ではなく、各支出の支出目的等を踏まえつつ的確に検討整理し、専門家の意見も聞くなどして、原因となった不法行為等と相当因果関係が認められ

る経費については、原因者に対して民法上の請求を行うことについてすみやかに検討していく必要がある。

なお、他の地方公共団体や滋賀県においても、行政代執行費用の徴収にとどまらず、民法上の請求を行っている事例がある。

## (2) 損害賠償請求等を怠っているかどうかについて

地方公共団体が損害賠償請求権を有していると認められるにもかかわらず、長が、正当な理由なく相当な期間、当該請求権行使しない時は、違法に財産の管理を怠る事実が成立すると解される（名古屋地裁平成13年9月7日判決）ところ、河川法第67条の原因者負担金については、土木交通部流域政策局において、住民監査請求のあった日より前から、請求の準備行為を進めていたところである。また、4月16日に実施した監査における各監査委員の意見を踏まえ、原因者負担の範囲を再検討し、撤去作業期間中の現場立会いに従事した職員の時間外勤務手当や旅費などを請求に加えることとするなど、請求のための検討・調査を進めている。

また、民法上の請求についても、4月28日に実施した監査において、自主撤去の確実な履行のために不可欠であった対応（県職員の撤去現場における立会、搬出された木くずの適正処理の確認、木くずの適正な撤去のために必要な検査の実施）のために要した費用については、損害としてすみやかに請求する方針を示し、それ以外の費用についても、今後、専門家とも相談した上で、関係する部局が連携して請求の可能性について検討することとしている。

これらの状況に鑑みると、県において債権行使するための具体的な検討・調査を進めないと判断できることから、損害賠償請求等を怠っているとまでは言えない。

## 意　　見

本件木くず不法投棄事件は、放射性物質に汚染された木くずを河川敷等に故意に不法投棄したという極めて悪質な事件であり、社会的な影響も大きく、投棄現場周辺の住民のみならず、広く県民に、多大の懸念や不安等を与えたところである。このため、県関係部局においては、様々な対応とそれに伴う経費の支出等を余儀なくされたところである。

こうした過去に例のない極めて悪質な事件に対しては、「不法投棄は許さない」という毅然とした姿勢のもと、刑事、民事を問わず、不法行為者（原因者）に対して、厳しく対応していく必要がある。県による不法行為者（原因者）への損害賠償請求等に関しても、このような観点をしっかりと踏まえつつ的確に対処していくことが必要であり、それが、県民に対する説明責任を果たしていくことにつながっていくものであるとも思料するところである。

監査の過程の中で、各関係機関において、不法行為者（原因者）への損害賠償請求等に関して、当初の見解を改められるに至ったことは一定評価するところであるが、4月6日の県関係職員陳述および4月16日の監査における見解のように、当初は県としての厳しい姿勢が伺われにくいと言わざるを得なかつたことは残念であり、そうしたことが今回の住民監査請求がなされた背景に

あるものと思料された。

については、今後の所要の検討や対応に際し、上述したような本件木くず不法投棄事件の特性等も踏まえ、環境保全対策および廃棄物不法投棄防止対策等を所掌する関係部局が、より一層連携協力を密にしつつ県として的確に取り組まれるよう希望する。